

令和3年度

内部統制評価報告書

仙台市

はじめに

仙台市では、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、仙台市内部統制基本方針（令和2年3月31日）を策定し、令和2年度から内部統制体制の整備と運用を行っています。

この報告書は、同条第4項の規定に基づき、市長の権限に属する事務について、内部統制体制の整備状況と運用状況を評価し、作成したものです。

なお、本市においては、同基本方針に基づき、本市の行政委員会及び公営企業管理者の権限に属する事務についても一体的に推進することとしていることから、それぞれの内部統制体制の整備状況と運用状況についても評価し、作成したものです。

令和4年7月11日 仙台市長 郡 和子

目次

【市長の権限に属する事務】

令和3年度仙台市内部統制評価報告書	1
◆令和3年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	2

【行政委員会の権限に属する事務】

令和3年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書	12
◆令和3年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	13
令和3年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書	14
令和3年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	15
令和3年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書	16
令和3年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書	17
令和3年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書	18
令和3年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	19
令和3年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書	20
令和3年度仙台市監査委員内部統制評価報告書	21
令和3年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書	22

【公営企業管理者の権限に属する事務】

令和3年度仙台市水道局内部統制評価報告書	23
令和3年度仙台市交通局内部統制評価報告書	24
◆令和3年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	25
令和3年度仙台市ガス局内部統制評価報告書	26
令和3年度仙台市立病院内部統制評価報告書	27

※市長の権限に属する事務：仙台市事務分掌条例に定める市長が設けた局及び仙台市区役所事務分掌規則に定める区役所、並びに仙台市消防本部及び消防署条例により設置した仙台市消防局、各消防署において行う事務、補助執行により行政委員会が行う事務

※行政委員会の権限に属する事務：地方自治法及び各委員会規程等により定められた行政委員会が行う事務（上記補助執行を除く）

※公営企業管理者の権限に属する事務：地方公営企業法及び各公営企業事務分掌規程により定められた公営企業が行う事務

市長の権限に属する事務

令和3年度仙台市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日策定）に基づき、市長の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、市長の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他市長の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和4年7月11日 仙台市長 郡 和子

◆令和3年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する場合がありますため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載している。

【事案1】心身障害者医療費助成における国保自動償還での支給誤り

(健康福祉局障害福祉部障害企画課)

概 要	心身障害者医療費助成において、本市の国民健康保険加入者を対象とした窓口申請を必要としない自動償還の仕組みによる助成金支給に際し、未支給または過大支給があったもの。【運用上の不備】		
原 因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険で管理する医療費情報のうち、個別処理を要したものの一部について、医療費助成システムにデータの連携がされていなかったことにより助成金の支給処理がなされなかったこと。 ○ 本来の医療費自己負担額とは異なる額で連携されたことにより助成額が過大に算出されたものがあったこと。 		
影 響	助成金の未支給または過大支給 合計 94 名 ・未支給 93 名、計 1,208,530 円 ・過大支給 1 名、計 3,050 円 (一人当たり最大金額・期間 (未支給) 260,000 円 平成 30 年 12 月～令和 3 年 6 月分)		
発 生 期 間	平成 30 年 6 月～令和 3 年 6 月	覚 知 日	令和 3 年 9 月 14 日
再発防止策確認日	令和 3 年 11 月 12 日		
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ連携の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで連携されていなかった個別処理対象のデータについて、医療費助成システムに連携させる処理を行った。 ・ 個別処理を行った結果、本来の自己負担額と異なる額で医療費助成システムに連携された場合は、医療費助成システム側で助成額を補正する等の対応を行うこととした。 ・ 今後、構築を進める新医療費助成システムにおいて、正しい自己負担額で医療費助成システムに連携させる等のシステムによる対応が可能かの検討を行うこととした。 		

【事案2】医療費助成における国保自動償還での支給誤り

(健康福祉局障害福祉部障害企画課・子供未来局子供育成部子供保健福祉課)

概要	心身障害者医療助成、子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成の各医療費助成制度において、本市の国民健康保険加入者を対象とした窓口申請を必要としない自動償還の仕組みによる助成金支給に際し、過大支給または過少支給があったもの。【運用上の不備】		
原因	助成金額は医療機関から提出されるレセプトを基に算定しているが、記載内容の誤り等により再提出される場合がある。当初提出されたレセプトに基づき支給済みであった場合や、再提出のレセプトに基づき助成金額に変更が生じる場合は、二重支給防止の調整や差額調整の対応が必要となるが、区役所及び総合支所の担当職員向け業務マニュアルの内容に不十分な点があったことなどにより、それらの対応の一部に漏れが生じていたこと。		
影響	助成金の過大支給または過少支給 合計 134名 ・過大支給 127名、計 1,098,126円 (一人当たり最大 201,324円) ・過少支給 7名、計 47,819円 (一人当たり最大 24,882円)		
発生期間	平成30年7月～令和2年12月	覚知日	令和3年4月2日
再発防止策確認日	令和3年5月19日		
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアルの改訂・周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載誤り等により医療機関にレセプトが返戻された場合に医療費助成システムから出力されるエラーチェックリストについて、より具体の取扱いをマニュアルに明記し、各区及び総合支所担当者に周知した。 ○ 毎月のチェックの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプトが複数存在する場合の対応として、毎月、医療費助成システムにおいてデータを抽出し、確認することとした。 ○ 医療機関への確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプトの記載漏れ箇所について、必要に応じて、医療機関へ電話し直接確認することとした。 		

【事案3】障害福祉サービス（生活介護事業）にかかる人員配置体制加算の支給誤り

（健康福祉局障害福祉部障害者支援課）

<p>概 要</p>	<p>障害福祉サービス事業所（生活介護事業所）から、錯誤により、介護給付費について要件を満たさない加算の届出がなされ、これを本市において算定可能と判断して受理したことにより、当該事業所においてその加算を12カ月間算定していたもの。【運用上の不備】</p>		
<p>原 因</p>	<p>届出様式に、加算の算定要件を審査するために最低限必要となる項目を設け、各項目に記載された内容を確認することで算定の可否を判断する運用としていたが、当該様式に不備があったことにより、加算の算定要件の一部を確認できていなかったこと。</p>		
<p>影 響</p>	<p>介護給付費の返還請求 1事業者、合計1,360,203円</p>		
<p>発 生 期 間</p>	<p>令和2年4月～令和3年3月</p>	<p>覚 知 日</p>	<p>令和3年4月22日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和3年10月6日</p>		
<p>再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出様式の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出様式の不備を解消した。また、改訂後の様式による運用を開始するまでの間は、審査用チェックリストを作成し、活用することとした。 ○ 引継ぎの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務引継書に確認ポイント等を記載し、漏れなく引き継がれるようにした。 		

【事案 4】 暴力被害などによる住民基本台帳事務における支援措置対象者に係る文書の誤通知
 (健康福祉局障害福祉部障害者支援課)

概 要	精神保健福祉法に基づく措置入院に係る保護者への通知に関する事務において、入院者が住民基本台帳法上の支援措置対象者であるものについて、当該支援措置対象者の住所を記載した通知を加害者である保護者に対して交付したもの。【運用上の不備】		
原 因	精神保健福祉法に基づく警察署からの通報を受理した区の障害高齢課で収集把握した情報をもとに、通知先として適当であるか等について障害者支援課において判断したものであるが、同障害高齢課では当該保護者を加害者と認識していたところ、両課で情報共有のやりとりをした際の確認に不十分な点があり、認識の齟齬が生じたこと。		
影 響	加害者への個人情報（住所）漏えい 支援措置対象者 1 名		
発 生 日	令和 3 年 8 月 22 日	覚 知 日	令和 3 年 8 月 23 日
再発防止策確認日	令和 3 年 11 月 9 日		
再発防止策	<p>○ 対応手順の見直し</p> <p>障害者支援課と区障害高齢課が認識を共有し、開庁・閉庁の別なく、仙台市民か否かに関わらず適切に対応していくため、次のとおり見直すこととした。</p> <p>①開庁日または開庁時間帯であって、本市に住民登録がある場合</p> <p>通報を受理した区障害高齢課において支援措置対象者であるか否かを確認し、対象者の場合には、その詳細について管轄の戸籍住民課に電話で確認のうえ、障害者支援課に報告する。</p> <p>②閉庁日または閉庁時間帯であって、本市に住民登録がある場合</p> <p>個別の関わりにより区障害高齢課において支援措置対象者に係る詳細情報を承知している場合を除き、精神保健福祉法上、保護者等に知らせる必要のある事項について、居所を記載した文書によってではなく電話で連絡する。その上で、文書の送付等については、翌開庁日以降に障害者支援課において詳細を把握した後、必要に応じて行う。</p> <p>③本市に住民登録がない場合</p> <p>上記の②の対応に準じた取扱いとする。</p> <p>○ 手引書と情報共有様式の修正</p> <p>以上の手順について、業務マニュアルである「措置診察実施手引書」に追記したほか、業務遂行時に使用する情報共有のための様式について、記載項目を見直した。</p>		

【事案5】障害福祉サービス（生活介護事業）における医療的ケア事故

（健康福祉局障害福祉部障害者支援課）

<p>概 要</p>	<p>本市からの業務委託により運営している障害福祉サービス（生活介護事業）において、胃ろうにて経管栄養を受けている利用者に対し、看護師が、水分及び塩分補給などの分量を誤ったほか、与薬の時間を誤ったもの。【運用上の不備】</p>		
<p>原 因</p>	<p>○ 当該利用者は体調に合わせて水分および塩分補給の分量を変える必要があり、別の職員が母親から当日の分量等について口頭での連絡を受けていたが、当該連絡事項について看護師への情報共有が十分に行われていなかったこと。</p> <p>○ 手順書が作成されていたが、内容が分かりにくいなど、実用性に関し不十分な面があり、当日の与薬や水分・塩分補給量を確認するといった適切な対応がとられなかったこと。</p> <p>○ 当該手順書の遵守の必要性について認識の共有が不十分であったこと。</p>		
<p>影 響</p>	<p>医療的ケア上の誤処置 1名</p>		
<p>発 生 日</p>	<p>令和3年10月15日</p>	<p>覚 知 日</p>	<p>令和3年10月20日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和3年12月28日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○手順書の改正及び情報共有の徹底</p> <p>障害者支援課から受託事業者に今後の予防対策の検討を指示し、以下のとおり再発防止策が講じられたことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有すべき情報に漏れが生じないように手順書を改め、生活介護担当職員と看護師とが必ず一緒に指差し確認及び読み上げ確認を行うことを義務づけた。 ・ 家族からの連絡ノートに記載のない口頭連絡事項は、必ず連絡ノートに記載し、紙面に残すことで職員間での情報共有を徹底することとした。 ・ 確認・実施漏れが生じないよう、日々作成している看護師日誌に新たに「手順書の事前確認」・「生活介護担当職員との事前確認」のチェック項目を追加した。 ・ 職員間で共有すべき情報を確実に共有すること、与薬の際は必ず事前の確認を行うことについて看護師研修を実施した。 		

【事案6】老人福祉法に基づく措置入所における入所者負担金の過大徴収

(健康福祉局保険高齢部高齢企画課・若林区保健福祉センター障害高齢課)

概要	老人福祉法に基づく措置入所として養護老人ホームに入所した入所者から、収入として取扱わないこととされている心身障害者扶養共済年金受給額も含めた収入申告がなされ、本市において当該年金を誤って収入認定していたことにより、入所者負担金を過大に徴収していたもの。【運用上の不備】		
原因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務マニュアルの記載が不十分であったこと。 ○ 当該事務を行った若林区障害高齢課、及び当該事務の内部監査を担当する高齢企画課において、必要な知識が不足していたこと。 ○ 高齢企画課が毎年度実施している内部監査において、確認不足等により、若林区障害高齢課の当該事務誤りを覚知できなかったこと。 		
影響	入所者負担金の過大徴収 1名、1,803,700円 当該過大徴収分の返還に伴う利息相当額の支出 371,072円		
発生期間	平成22年7月～令和3年7月	覚知日	令和3年9月3日
再発防止策確認日	令和3年10月15日		
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係部署への事例共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若林区以外の区も含め本件について事例共有をした。 ○ 業務マニュアルの改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢企画課主導のもと、各区障害高齢課においても精査のうえ、業務マニュアルを改訂した。 ○ ワークシートの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記マニュアルに基づく運用を実務上の作業に反映させるためのものとして、収入認定事務における統一のワークシートを作成した。 ○ 研修・OJTの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢企画課において、各区障害高齢課職員を対象に、上記マニュアル等の説明も兼ねた研修会を開催した。 		

【事案 7】 特定・基礎健診結果通知書誤入力に伴う受診者への誤通知

(健康福祉局保険高齢部保険年金課・健康福祉局保健衛生部健康政策課)

<p>概 要</p>	<p>平成 28 年度から令和 3 年度に実施した特定健診および基礎健診の結果の送付について、一部の受診者に対し健診結果の記載に誤りのあるものを送付したものを。 また、このうちの一部の対象者については、当該誤った健診結果に基づき、本来不要な医療機関受診や特定保健指導利用の勧奨を行ったもの。【運用上の不備】</p>		
<p>原 因</p>	<p>○ 結果通知書作成処理時の OCR 読み取り機に不具合が生じたこと。 ○ 目視によるダブルチェック等確認作業が不十分であったこと。</p>		
<p>影 響</p>	<p>【件数】 合計 844 名 (年度の重複を除いた実人数) <通知内容別> ○ 本来より重く通知 : 238 名 (うち不要な受診勧奨等実施 : 23 名) ○ 本来より軽く通知 : 55 名 ○ 判定結果に影響のないもの又は問診内容等の誤り : 551 名 ※なお、調査の過程で平成 29 年度に実施した基礎健診の受診券の一部を誤廃棄していたことが判明し、受診券を誤廃棄した 566 名については誤りの有無を確認できていない。</p>		
<p>発 生 期 間</p>	<p>平成 28 年 7 月～令和 3 年 10 月</p>	<p>覚 知 日</p>	<p>令和 3 年 10 月 15 日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和 4 年 6 月 8 日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○ OCR の点検と様式の変更 ・ 不具合が生じた OCR スキャナのメンテナンスを実施し、今後は読み取り作業前に清掃作業を行うとともに定期的に点検をし、正しい読み取りが行われているか確認することとした。 ・ OCR 機器で読み取る帳票の様式について、可能な範囲で数字を記載する方式からマークシート方式に変更することとした。 ○ 確認作業の徹底 ・ OCR スキャナでの読取り作業前に受診券の記載に不備がないかチェックをすることとした。 ・ 目視によるダブルチェックを行っていたものの、同じ担当者が 2 回チェックするケースがあったため、今後は複数人によるダブルチェックを徹底することとした。</p>		

【事案 8】肉用牛所得の算定漏れによる国民健康保険料等の誤り

(健康福祉局保険高齢部保険年金課)

概 要	国民健康保険料の算定や 70 歳以上の一部負担金の割合の判定において、本来用いるべき肉用牛所得が含まれていなかったことから、一部の被保険者について保険料を低く算定していたほか、そのうち 1 名の 70 歳以上被保険者については、一部負担金の割合を低く設定していたもの。【運用上の不備】		
原 因	○ 国民健康保険料は、市県民税から情報連携（電算処理）される所得情報を基に算定しているが、肉用牛所得は情報連携に含まれていなかったこと。（別途肉用牛所得データを市民税担当課から取得し国保システムに入力する必要があった） ○ 一部負担金の割合は、市県民税課税所得（総所得金額等から所得控除を差し引いた額）等を基に判定するが、市県民税から情報連携される課税所得には肉用牛所得が反映されていなかったこと。（別途肉用牛所得を考慮した課税所得で判定する必要があった）		
影 響	○件数 4 名（うち 1 名に一部負担金割合の設定誤りもあり） ○金額 ・追加徴収額 保険料過少算定分 合計 2,234,890 円（一人当たり最大 888,030 円） ・返還請求対象外分 一部負担金割合の設定誤りに伴う負担額差額 合計 4,603 円		
発 生 期 間	令和 2 年度～令和 3 年度	覚 知 日	令和 4 年 2 月 15 日
再発防止策確認日	令和 4 年 3 月 16 日		
再発防止策	○ 適切な課税所得データの取得及び反映 市民税企画課より肉用牛所得及び肉用牛所得を考慮した課税所得データを取得し、国保システムに手入力することで、保険料、一部負担金の割合ともに電算処理で適正に算定されるようにすることとした。		

【事案9】新型コロナウイルス感染症患者に係る対応及び公表の漏れ

(健康福祉局保健所感染症対策室)

<p>概 要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した患者について、医療機関から保健所あて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）により患者発生の届け出がなされたものの、保健所において覚知されず、健康観察や療養調整等の対応及び公表が行われなかったもの。【運用上の不備】</p>		
<p>原 因</p>	<p>○ 医療機関から保健所あてに患者発生の届け出を行う際は、システムへの入力又はファクスを送信した後、保健所へ電話で連絡することとなっている。本件では、届け出を行ったことについて、医療機関では電話連絡をしたとの記録が残っているとのことであるが、保健所支所では当該記録が残っておらず、情報共有の面で齟齬があったこと。</p> <p>○ 電話による情報共有が適切に行われなかった場合であっても、保健所において届け出を覚知できる仕組みが構築されていなかったこと。</p>		
<p>影 響</p>	<p>健康観察や療養調整等の対応及び公表の漏れ 陽性患者1名 ※ 濃厚接触者や感染拡大につながる行動歴、当該患者の重症化等につながった事実はなかったことが確認されている。</p>		
<p>発 生 日</p>	<p>令和3年1月7日</p>	<p>覚 知 日</p>	<p>令和3年12月28日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和4年1月4日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○ 医療機関からの届け出と市対応状況の照合 ・ システムに入力された患者情報と本市で対応や公表を行った患者情報を随時照合し、対応や公表に漏れがないことについて確認を行うこととした。</p>		

【事案 10】 児童館の指定管理料の算定誤り

(子供未来局子供育成部児童クラブ事業推進課)

<p>概 要</p>	<p>児童館において、電力メーターの読み取り方を誤ったことにより、電気料を差引いて支払っている指定管理料に過払いが生じたもの。【運用上の不備】</p>		
<p>原 因</p>	<p>○ 令和 2 年度まで、アナログ式のメーターであったために、児童館で桁の読み方にミスがあったこと。</p> <p>○ 開館当時に、児童館運営団体に対し、しっかりとした説明と、現場確認を実施していなかったこと。</p> <p>○ 市担当課でも毎月報告を受けていたが、当該児童館の過去の数値と大きな変化がないため読み取り誤りに気が付かず、また他の児童館との料金比較により違和感を持ち調査すべきであったところ、これを行わなかったこと。</p>		
<p>影 響</p>	<p>児童館運営団体からの戻入額 1,954,311 円</p>		
<p>発 生 期 間</p>	<p>平成 22 年度～令和 3 年度</p>	<p>覚 知 日</p>	<p>令和 3 年 10 月 29 日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和 4 年 1 月 20 日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○ 報告時の写真の添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の報告については、電力メーター数値の写真の添付も求めることとした。 <p>○ 新規開館時の現場確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規開館時においては、児童クラブ事業推進課において、メーターの読み方の説明や現場確認を行うこととした。 		

行政委員会の権限に属する事務

令和3年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書

「仙台市教育委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日教育長決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市教育委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和4年5月17日 仙台市教育長 福田 洋之

◆令和3年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する場合があるため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載している。

【事案1】市立中学校における「心とからだの健康調査票」の誤配付

(教育局総務企画部健康教育課)

概 要	<p>児童生徒の心とからだの健康状態について、変化や異常を早期に発見し、支援や相談につなげるために義務教育の9年間で継続調査期間としている「心とからだの健康調査」を実施するため、市立中学校において調査票を生徒に配付した際、前回までの調査回答が記された生徒Aの調査票を、誤って生徒Bに配付したもの。【運用上の不備】</p>		
原 因	<ul style="list-style-type: none"> ○ A4用紙1枚を差込んだ形の様式になっているため、管理が煩雑となり、調査票本体との突き合わせに誤りが生じたこと。 ○ 当該市立中学校と、生徒Aが卒業した市立小学校との間で行われた関係帳表の引継ぎについて、担当者間での口頭により行われたほか、引継ぎを受けた後の確認がないなど、不適切な点があったこと。 ○ 健康教育課から各校あて、当該調査票について、重大な個人情報であるとして、複数人での確認を行ったうえで配付するなど、取扱いに細心の注意を払うよう通知していた中、当該市立中学校において、複数人での確認を行うことなく配付されたこと。 		
影 響	生徒1名に係る個人情報（心とからだの健康調査票）の漏えい		
発 生 日	令和3年3月25日	覚 知 日	令和3年4月15日
再発防止策確認日	令和3年10月15日		
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様式の変更：差込み型の用紙を、調査票本体と一体とするよう、様式を変更した。 ○ 注意喚起の徹底：保健関係調査票等の配付・回収・引継ぎの時期に、健康教育課から各校に対し、以下の点について注意喚起を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを受ける際や配付する際には、複数人による確認作業を徹底すること。 ・保管や廃棄についても、細心の注意を払い取り扱うことを徹底すること。 ○ 研修の実施：健康教育課から該当校に対し、個人情報の管理に関し、以下の点に留意のうえ、改めて教職員への研修を行うよう指示した。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報のある帳票類の配布にあたっては、複数人による確認作業を徹底すること。 ・帳票の引継ぎについて、担当者間の口頭でのやり取りや単独で行うのではなく、原則に即し、学校間の正式な書式により、複数人の立ち合いのもと行うこと。 ・帳票をひとまとめにせず、資料ごと、学級ごとに名簿を添えた形に改めること。 		

令和3年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月19日仙台市選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月17日 仙台市選挙管理委員会

令和3年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月11日仙台市青葉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市青葉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月10日 仙台市青葉区選挙管理委員会

令和3年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月14日仙台市宮城野区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市宮城野区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月12日 仙台市宮城野区選挙管理委員会

令和3年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月13日仙台市若林区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市若林区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月11日 仙台市若林区選挙管理委員会

令和3年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月13日仙台市太白区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市太白区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月11日 仙台市太白区選挙管理委員会

令和3年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月7日仙台市泉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市泉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月13日 仙台市泉区選挙管理委員会

令和3年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書

「仙台市人事委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日仙台市人事委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市人事委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月10日 仙台市人事委員会

令和3年度仙台市監査委員内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和3年1月13日代表監査委員決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市監査委員（以下「委員」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月20日 仙台市代表監査委員 船山 明夫

令和3年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日仙台市農業委員会事務局長決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市農業委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年4月27日 仙台市農業委員会

公営企業管理者の権限に属する事務

令和3年度仙台市水道局内部統制評価報告書

「仙台市水道局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市水道局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、管理者の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月19日 仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治

令和3年度仙台市交通局内部統制評価報告書

「仙台市交通局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市交通局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和4年5月20日 仙台市交通事業管理者 吉野 博明

◆令和3年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する必要があるため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載している。

【事案1】行政財産目的外使用料の誤徴収

(交通局鉄道管理部営業課)

概要	地下鉄駅舎及び隧道内に設置している通信設備に係る行政財産目的外使用許可について、東西線の駅舎（八木山動物公園駅・青葉山駅）の使用料の算定に用いている㎡あたりの単価の算定方法が誤っていたことにより、過大に使用料を徴収していたもの。		
原因	東西線駅舎の使用料は、駅舎の建設費に基づき単価を設定しており、東西線開業の平成27年度は暫定の建設費に基づき、平成28年度以降は確定した建設費に基づき単価を設定している。 平成28年度の使用料算定において、建設費の確定前に積算した仮の単価表を正しい単価表と誤認するとともに、平成29年度以降の使用料算定においても正しい単価表の確認が不足し、誤った単価のまま使用料を算定してしまったもの。		
影響	○件数：1事業者 ○金額：過大徴収 1,423,443円		
発生期間	平成28年度～令和3年度	覚知日	令和4年3月10日
再発防止策確認日	令和4年3月24日		
再発防止策	○ 算定根拠・金額確認の徹底 事例を局内で共有するとともに、目的外使用料の算定根拠や金額が正しいことの確認を行うよう、改めて徹底を図ることとした。 ○ ダブルチェックの徹底 チェックが複数人により行われていることを視認できるよう、チェックシートを新たに作成し、確実にダブルチェックを行うこととした。		

令和3年度仙台市ガス局内部統制評価報告書

「仙台市ガス局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市ガス局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月18日 仙台市ガス事業管理者 中鉢 健嗣

令和3年度仙台市立病院内部統制評価報告書

「仙台市立病院内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日病院事業管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市立病院においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年5月16日 仙台市病院事業管理者 亀山 元信